

## 学校法人羽陽学園役員等報酬ならびに退職金支給規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、学校法人羽陽学園（以下「学園」という。）の寄附行為第 22 条第 4 号の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、学校法人羽陽学園寄附行為第 5 条に定める理事、監事および第 19 条に定める顧問、第 20 条に定める評議員をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、会議手当、退職金及び特別功労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第 3 条 役員等に対する報酬の支給は、別表 1 に定める額とする。

ただし、理事長及び常務理事を除いて、学園が設置する学校等に本務をもち、給与を受けている役員等には、報酬を支給しない。評議員についても報酬を支給しない。

### (報酬等額の決定)

第 4 条 この規程に基づく報酬等の額は、理事会において決定する。

### (報酬の支給方法)

第 5 条 報酬の支給日は次による。

月額で支給する場合

毎月 21 日

ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

年額で支給する場合

7 月・12 月に均等に分割支給する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬は、就任又は退任した日が年度途中であっても、学園運営に伴う定例業務への出席など従事日数にかかわらず年額を支給するものとする。
- 3 報酬及び第 7 条の退職金は、現金により本人に支給するものとし、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給するものとする。

### (手当等の支給)

第 6 条 役員、顧問及び評議員が理事会又は評議員会に出席した場合は、別表 2 に定める会議手当並びに旅費及び日当を支給する。

第 5 条第 2 項に規定する学園の定例業務以外に従事するため出張するときは、別表 3 に定める旅費及び日当を支給する。

### (退職金)

第 7 条 役員及び評議員が退職するときは、退職金を支給する。退職金の算定は、在職年

数に2万円を乗じた額とする。1年未満の在職期間は1年に切り上げるものとする。

ただし、寄附行為第10条第1項および第26条第1項により解任された役員及び評議員には退職金は支給しない。

(特別功労金の支給)

第8条 役員等が継続して在任期間が10年以上にわたり退職した場合、在任期間中の功労が顕著なときは、理事会の議を経て特別功労金を支給することができる。

特別功労金は、月額報酬に在職年数及び功労調整(2倍上限)を乗じた額とする。

(公表)

第9条 学園は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃をするときは、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成 6年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年4月1日から施行する。(別表1を改正)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月2日から施行する。(別表1を改正)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(別表1を改正)

この規程は、顧問設置に係る寄附行為変更の文科大臣の認可の日(平成31年1月10日)から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、常務理事の職名変更は、学園寄附行為の文部科学大臣の認可の日から施行する。

(経過措置)

別表1の常勤役員の報酬は、当分の間、月額10%減額するものとする。

この規程は、令和 2年4月1日から施行する。

別表 1

## 常勤役員の報酬額

理 事 長	月額 45万円
常 務 理 事	月額 20万円

## 非常勤役員の報酬額

理 事	年額 12万円
監 事	年額 12万円

## 顧問の報酬額

顧 問	月額5万円から月額20万円までの範囲で理事長が定める額
-----	-----------------------------

別表 2 会議手当及び車賃の額

区 分	会議手当	車 賃
役員及び顧問	10,000円	6,000円（鶴岡⇄山形） 上記以外は支給しない。
寄附行為第22条 第1項第1号評議員	7,000円	
寄附行為第22条 第1項第2号及び第3号評議員	8,000円	

別表 3 旅費

区 分	出張旅費	出張日当
役員及び顧問	実費精算（宿泊費については12,000円を上限とする。）	10,000円
寄附行為第22条 第1項第1号評議員	学校法人羽陽学園旅費規程に準じる。	
寄附行為第22条 第1項第2号及び第3号評議員		